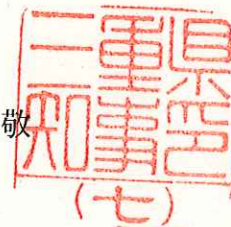


賀地防第3070号
令和2年3月3日

近畿環境サービス株式会社
代表取締役 望田 昭博 様

三重県知事 鈴木 英 敬



三重県産業廃棄物税条例に係る再生施設の認定について（通知）

令和元年10月16日付けで申出のありましたこのことについて、下記のとおり認定しましたので通知します。

記

- 1 施設の所在地
名張市上比奈知字松尾2620-5, 2631-1, 2637-1, 2638-1, 2638-2, 2639-1, 2640, 2641, 2642, 2683-1
- 2 産業廃棄物の種類
汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、
動植物性残さ、家畜ふん尿
（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
- 3 産業廃棄物の処分の方法
発酵（堆肥化）
- 4 認定期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

【事務担当】

三重県伊賀地域防災総合事務所
環境室環境課 齋藤
TEL 0595-24-8078
FAX 0595-24-8010